

下呂市広告宣伝等支援事業補助要項

(1) 趣旨

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念されるため、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行う事業者を支援します。

(2) 補助対象事業

商品 PR や誘客などを目的とした広告および宣伝活動

(3) 補助対象者

市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、市税等の滞納がない方

(4) 補助対象期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで

(5) 補助対象経費

経費名	経費内容
印刷製本費	印刷事業者等へのチラシ作成に係る費用等
掲載料	雑誌や WEB 広告等への掲載料等
委託費	委託に係る費用
消耗品費	チラシ等作成に係る事務用品代等

※カード払いの支払い注意。支払いが翌月以降になるため、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに支払いが完了していること。

(6) 補助対象外経費（以下の経費は補助対象となりません）

- ・ 備品購入に要する経費（パソコンやプリンターなど消耗品の枠を超えるもの）
- ・ 年間を通じて使用する広告物を作成する経費（HP やパンフレット、のぼりや看板など）
- ・ 市外の事業所のみで使用する広告宣伝の経費
- ・ 他の補助制度により補助金等の交付を受けている経費
- ・ 雇用に関する広告宣伝経費

(7) 補助率・補助額等

補助率：3/4 以内（千円未満の端数切り捨て）

補助額：1 事業者につき上限 5 万円

申請回数：1 事業者につき 1 回限り

※交付申請額が予算上限額（300 万円）に達し次第、受付を終了します。

(8) 交付申請

申請期間：令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで

補助対象事業に着手する前に下記の書類を市に提出してください。

- ・ 下呂市広告宣伝等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

- ・補助対象経費の明細が分かる書類の写し（見積書など）
- ・その他参考書類

(9) 交付決定

申請をもとに市で審査し、内容が適切と認められる場合、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金交付決定通知書」（様式第 2 号）により、補助金の交付を決定し通知します。

補助対象事業は必ず交付決定後に開始してください。

(10) 申請書類の提出方法

1. 窓口申請

下呂市役所観光商工部商工課又は各地区振興事務所へ提出してください。

【提出先】	・下呂市森 9 6 0 番地	ふれあいセンター 1 階	下呂市役所観光商工部商工課
	・下呂市森 8 0 1 番地 1 0	下呂市民会館	下呂振興事務所
	・下呂市萩原町萩原 1 1 6 6 番地 8	星雲会館	萩原振興事務所
	・下呂市金山町大船渡 6 0 0 番地 8		金山振興事務所
	・下呂市小坂町小坂町 8 1 5 番地 5		小坂振興事務所
	・下呂市馬瀬名丸 4 0 6 番地		馬瀬振興事務所

2. 郵送申請

令和 7 年 5 月 9 日（金）の消印有効です。

【送付先】

〒509-2295

岐阜県下呂市森 9 6 0 番地 ふれあいセンター 1 階

下呂市役所観光商工部商工課 宛

(11) 変更申請

交付決定を受けた内容に変更が生じる場合は、変更する前に下記の書類を市に提出してください。

- ・下呂市広告宣伝等支援事業補助金変更申請書（様式第 3 号）
- ・変更内容が分かる書類の写し（見積書など）

(12) 変更交付決定

変更申請をもとに市で審査し、内容が適切と認められる場合、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金変更交付決定通知書」（様式第 4 号）により、変更を決定し通知します。

内容変更の開始は必ず変更交付決定後に行ってください。

(13) 実績報告

報告期限：令和 7 年 5 月 19 日（月）まで

事業完了後、下記の書類を市に提出してください。

- ・下呂市広告宣伝等支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）
- ・補助対象経費の明細が分かる書類の写し（請求書など）
- ・支払いを証明する書類の写し（領収書など）

- ・成果物または成果物が分かる写真など（チラシや WEB 広告画面など）
- ・その他参考書類

（14）補助金額の確定

実績報告をもとに市で審査し、内容が適切と認められる場合、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金交付額確定通知書」（様式第 6 号）により、補助金額を確定し通知します。

（15）補助金の請求

補助金額の確定通知を受けた方は、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金交付請求書請求書」（様式第 7 号）を市に提出してください。

請求書到着後、市から確定した補助金額を支払います。

（16）取下げ申請

交付決定を受けた事業の実施が困難になった場合は、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金取下げ申請書」（様式第 8 号）を市に提出してください。

（17）交付決定の取消し

下記のいずれかに該当する場合は、「下呂市広告宣伝等支援事業補助金取消し決定通知書」（様式第 9 号）により、補助金の交付決定を取消し通知します。

- ・事業の実施が困難になった場合
- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

（18）補助金の返還

補助金の交付決定を取消した場合で、既に補助金が交付されている時は、期限を定めてその返還を命じます。

（19）その他

- ・必要に応じ参考となる書類を追加で求める場合があります。
- ・下呂市補助金等交付規則（平成 16 年 3 月 1 日規則第 45 号）の様式を準用します。

【問い合わせ先】

下呂市役所観光商工部商工課

（電話番号）0576-24-2638

（受付時間）8：30～17：15

※土、日、祝日は申請受付や問い合わせの対応は行いません。

※更新する場合がありますので、申請時に最新版を確認してください。